

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年6月2日（平成29年（行情）諮問第209号及び同第210号）

答申日：平成29年11月27日（平成29年度（行情）答申第342号及び同第343号）

事件名：学習障害児の医師の診断書及び意見書の不開示決定（不存在）に関する件
学習障害の医学診断基準が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年2月23日付け28受文科初第2495号及び同日付け28受文科初第2496号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）についてなされたものである。

本請求に係る文書は保有しておらず、作成していないため、行政文書が存在しないことによる不開示決定としたところ、審査請求人から、以下の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

【審査請求理由】

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

2 不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について、文部科学省初等中等教育局特定課（以下「特定課」という。）では、上述のとおり文書を保有・作成していないため、該当する行政文書が存在しない。

念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

<本開示請求経緯>

平成29年1月24日 開示請求受付

平成29年2月23日 不開示決定

3 原処分にあつたの考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 平成29年6月2日 諮問の受理（諮問第209号及び同第210号）

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③ 同年10月12日 審議（同上）

④ 同年11月22日 諮問第209号及び同第210号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 処分1（諮問第209号）について

（ア）まず特別支援教育について説明すると、特別支援教育とは、平成

18年法律第80号の学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）により、法的に位置付けられたものである。

この改正により、発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育が実施されるものとなった。また、新たに、通常の学級に在籍する学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこととなった。

なお、平成18年4月1日施行の学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、通常の学級に在籍しながら、一定時間は通級指導教室で指導を行う「通級による指導」の対象となる者について、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者が位置付けられている。

(イ) 本件は「学習障害児の医師の診断書及び意見書」（文書1）の開示を求めるものであるところ、文部科学省では、特定課が担当している特別支援教育において、通級による指導によって教育を受けることが適当である学習障害者等の障害の種類及び程度を示していることから、文書1を保有する可能性があるのは特定課のみである。

しかしながら、特定課では、「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成18年3月31日17文科初第1178号）を発出し、学校において、通級による指導を受けることが適当な児童生徒の障害の判断にあたって、「障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと」を各都道府県教育委員会等へ通知しているところではあるが、学習障害児の医師の診断書及び意見書については、各都道府県教育委員会から特定課に提出する仕組みになっていないため、そのような文書は保有していない。

(ウ) 念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(エ) 以上のことから、文部科学省において、文書1を保有していない。

イ 処分2（諮問第210号）について

(ア) 「学習障害の医学診断基準が記載されている文書」（文書2）についても、文書1と同様に、文部科学省において保有する可能性があるのは特定課のみである。ところで、法令上、学習障害という用語は、平成17年4月に施行された発達障害者支援法及び同法施行

規則に、学習障害者という用語については、平成18年4月施行の上記ア（ア）の改正学校教育法施行規則に現れるものであるところ、これらの法令には学習障害の医学診断基準は規定されておらず、学習障害についての定義も置かれていない。

（イ）しかしながら、法令以外の文書として、①平成11年7月に作成された「学習障害児に対する指導について（報告）」（学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議）及び②平成16年1月に作成された「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制のためのガイドライン（試案）」に学習障害の定義が記載されており、それによると、「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れは無いが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」とされている。

これら①及び②の文書は、発達障害者支援法が施行される前に、学校において、学習障害児に対する指導を充実させるために定義をしたものであるが、定義それ自体に学習障害の医学診断基準が記載されているものではない。また、これらの文書には、それぞれ、別紙として「学習障害の判断・実態把握基準（試案）」及び資料1として「判断基準（試案）」が記載されているが、共に、学習障害についての医学的診断基準といえるような内容ではないことについても確認済みである。

（ウ）上記（ア）及び（イ）のとおり、学習障害という用語が法令上規定されてからも、そこには医学的診断基準はおろか学習障害の定義も規定されておらず、このため、当然に、法令関係の文書では、審査請求人が開示を求める「学習障害の医学診断基準が記載されている文書」は作成されていない。

また、法令以外の文書では、学習障害という用語が法令上規定される以前に学習障害の定義を記載した文書は存在するものの、そこに医学的診断基準は記載されていない。

念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(エ) 以上のことから、文部科学省において、文書2を保有していない。
(2) 文書1及び文書2を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

文書 1 学習障害児の医師の診断書及び意見書

文書 2 学習障害の医学診断基準が記載されている文書